探偵業の届出要領について

1 届出様式

○ 様式については、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、各警察 署の生活安全許可事務を担当する課に備え付けていますので、お問い合わせくださ い。

2 届出書の提出先

- 都道府県公安委員会に届出書を提出する場合は、営業所の所在地を管轄する警察 署(窓口は生活安全許可事務を担当する課)を経由して行うことになります。なお、 警察本部では受付できませんので注意してください。
- 届出書の受付時間にあっては、平日の午前9時から午後5時までとなります。

【提出書類及び添付書類】

※詳しくは「探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則を確認願います。

探偵業を営もうとする場合の届出(届出後には標識を作成・掲示)		
書 式	探偵業開始届出書	
提出期限	探偵業を開始しようとする日の前日	
	(※余裕を持った提出をお願いします。)	
添付書類	1 履歴書及び住民票の写し(市役所等で取得した原本、本籍あり個	
(個人)	人番号なし)	
	2 探偵業の業務の適正化に関する法律に規定する欠格事由に該当	
	しない旨の誓約書	
	3 本籍地の市町村長等から発行される身分証明書	
	(破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨)	
	4 未成年者で、法定代理人から営業を許可された者にあっては、次	
	に掲げる書面	
	(1) 法定代理人の氏名及び住所を記載した書面	
	(2) 営業の許可を受けていることを証する書面	
	5 未成年者で、法定代理人から営業の許可を受けていないものにあ	
	っては、法定代理人に係る上記1~3に掲げる書類	
	※ 1~5につき、いずれもおおむね届出日からさかのぼって3ヶ月	
	以内のものを有効な添付書類と認めています。	
添付書類	1 定款	
(法人)	2 登記事項証明書	
	3 役員に係る上記添付書類(個人)に欄に掲げる1~3の書類	

探偵業を廃止する場合の届出		
書	式	探偵業廃止届出書
提出	期限	廃止をした日から10日以内

届出事項に変更が生じた場合の届出(変更後の内容の標識を作成・掲示)		
書 式	探偵業変更届出書	
提出期限	変更の日から10日(登記事項証明書を添付する場合は20日)以内	
添付書類	1 変更事項を疎明する書類 ※ おおむね届出日からさかのぼって3ヶ月以内のものを有効な添付書類と認めています。	